

## 第5章 中小企業関連団体

本章では、米国の主な中小企業団体について、その概要と第 109 議会（2005 年～2006 年）に向けた中小企業関連政策アジェンダを紹介する。

### 5.1 全米中小企業協会（NSBA）

#### （1）概要

全米中小企業協会（National Small Business Association：NSBA）<sup>156</sup>は、1937年に設立された全米で最も歴史のある中小企業団体で、会員企業数は15万社。2005年よりテキサス州の中小企業経営者のマルコム・アウトロー氏（Malcolm Outlaw）が会長職（Chairman）に就任している。代表職（President）は、全米中小企業協会に12年間籍を置くトッド・マクラッケン氏（Todd McCracken）で、1997年以降8年間務めている。

#### （2）アジェンダ

全米中小企業協会では、第109議会の優先アジェンダとして、以下を掲げている。

- すべての企業に対する公正な税率の推進
- 健康保険制度の抜本的な改革、医療保険の質の向上
- 相続税の廃止
- 業界団体健康保険（Association Health Plans：AHPs）の反対
- 中小企業庁施策広報局を通じた規制改革
- 7(a)ローン保証プログラムによる中小企業の資金調達環境の向上
- 連邦政府調達の参加機会のオープン化とバンドリング化の禁止
- 意味をなさない訴訟（frivolous lawsuits）を抑制するための司法制度改革

### 5.2 全米独立企業連盟（NFIB）

#### （1）概要

1943年に設立された全米独立企業連盟（National Federation of Independent Business：NFIB）<sup>157</sup>は、連邦・州議会に対して強い影響力を持つ全米最大の中小企業団体であり、フォーチュン誌にも全米トップクラスのロビー団体と評価されている<sup>158</sup>。同連盟は現在、全米50州の州都及びワシントンDCに事務所を構え、会員数は60万社に達している。会員企業の構成は、多い順にサービス業（30.5%）、小売業（22.6%）、建設業

<sup>156</sup> 全米中小企業協会ウェブサイト：<http://www.nsba.biz/>

<sup>157</sup> 全米独立企業連盟ウェブサイト：<http://www.nfib.com/page/home>

<sup>158</sup> 全米独立企業連盟ウェブサイトより。出所：[http://www.nfib.com/page/pg\\_20040527638762.html](http://www.nfib.com/page/pg_20040527638762.html)

(15.9%)、製造業(11.3%)であり、鉱業、農業、運輸・通信業と続く。また、会員企業の55%が従業員5人以下、72%が従業員10人以下の小規模企業である点も特筆できる。

設立当初は個人事業主を対象とした団体であった全米独立企業連盟であるが、近年その活動範囲を拡大しており、中小企業施策に熱心な連邦・州議会の議員候補の支援なども行っている。下部組織には、起業家の卵に対して奨学金やインターン制度を提供する教育財団(NFIB Education Foundation)、政策関係者や中小企業主向けに調査サービスを提供する調査財団(NFIB Research Founcation)<sup>159</sup>、司法制度における中小企業を支援する司法財団(NFIB Legal Foundation)の3つの財団を抱えている。

## (2) アジェンダ

全米独立企業連盟は2005年2月、第109議会に向けたアジェンダを発表した。ここでは、ブッシュ政権の業界団体健康保険(AHPs)と減税措置を歓迎する姿勢を見せている。以下に、全米独立企業連盟の第109議会に向けたアジェンダをまとめる。

表 40 全米独立企業連盟 第109議会に向けたアジェンダ

<p>規制の簡素化と減税</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 相続税の廃止の時限措置(2010年まで)を恒久化する。</li> <li>▪ 所得税の優遇措置の恒久化により中小企業の85%を占める個人事業主を支援する。</li> <li>▪ 現在は200種類以上ある納税手続きを簡素化し、税理士の雇用コストを削減する。</li> </ul>
<p>意味をなさない訴訟の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現在の訴訟の大半が意味をなさないもの(frivolous lawsuits)であることからこれらを抑制する。</li> <li>▪ 医療過誤訴訟の非経済的損害賠償額<sup>160</sup>に上限(cap)を設けることで、医療費及び健康保険料を削減する。また弁護士費用にも上限を設ける。</li> </ul>
<p>規制への対応プロセスと提出書類の簡素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中小企業における従業員一人当たりの規制対応コストは大企業に比較して60%多いことから、規制対応プロセスを簡素化する。</li> <li>▪ 連邦政府への提出書類を簡素化する。</li> </ul>

出所：全米独立企業連盟ウェブサイト<sup>161</sup>を基に作成

<sup>159</sup> 調査財団では例えば、中小企業経済動向調査を1974年から四半期毎に実施している。1986年以降は毎月調査を実施し、第2火曜日に発表している。また一部の州においては州別の4半期毎の統計も実施している。

<sup>160</sup> 非経済的損害賠償額(non-economic damages)：障害による苦痛に対する慰謝料などを指す。医療費や逸失利益といった経済的損害と比較して、主観的要素が強い。

<sup>161</sup> <http://www.nfib.com/page/agendasummary.html>

### 5.3 中小企業・起業家評議会 (SBEC)

#### (1) 概要

中小企業・起業家評議会 (Small Business & Entrepreneurship Council : SBEC)<sup>162</sup> は 1994 年に設立された比較的新しい組織で、主に起業家の経営環境改善を目的とした活動を展開しており、現在の会員数は 7 万社である。同評議会は、公共政策・事業環境調査会社のアイデアス社 (Ideas Inc.) 並びにケリガン・ストラテジーズ社 (Kerrigan Strategies) を経営するカレン・ケリガン氏 (Karen Kerrigan) が創設、現在も代表 (President & CEO) を務めている。同氏はその他にも、2002 年 9 月に財務省の納税者アドボカシー・パネル (TAP) へ任命、同月に女性起業家支援団体のウィメン・アントレプレナー (Women Entrepreneurs Inc.) を創設、2003 年にテキサス州で開催されたブッシュ大統領主催の経済サミットでは中小企業セッションの座長を務めるなど連邦議会での影響力を強めている。また、フォーチュン誌のスマール・ビジネス版 (Fortune Small Business) は 2000 年、ケリガン氏をワシントンの有力者 30 名 (Power 30) に選出している。

中小企業・起業家評議会にはケリガン氏の他にも、有力者として減税推進団体の米国税制改革 (Americans for Tax Reform) のグローヴァー・ノーキスト代表 (Grover Norquist, President) も参加している。同氏は、連邦議会での保守派と親交が深いことで有名な人物である。

#### (2) アジェンダ

中小企業・起業家評議会の掲げる第 109 議会のアジェンダは、税制改革、社会保障制度改革、規制改革、自由貿易の推進、訴訟システムの改革、米国郵政公社改革、ストックオプション制度の現状維持、移民法改革、政府歳出抑制となっている。これらアジェンダの詳細を以下にまとめる。

---

<sup>162</sup> <http://www.sbecouncil.org/>

表 41 中小企業・起業家評議会 第 109 議会に向けたアジェンダ

<p>税制改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2001 年、2003 年度の減税措置の恒久化 現行措置の期限が切れた時点で税率が大幅に上昇することを阻止する。具体的には、個人所得税、キャピタルゲイン税、配当税の減税や中小企業の投資における一括償却上限の拡大、相続税の廃止を目指す。</li> <li>▪ 投資に対する税額控除の恒久化 中小企業の投資に対する 10 万ドルまでの税額控除額（2003 年導入）が 2006 年に 2 万 5,000 ドルへと下がるが、これを恒久化する。</li> <li>▪ 代替最低税（Alternative Minimum Tax : AMT）の廃止 実質的な増税措置である代替最低税（所得に応じた最低税負担額）を、個人・企業ともに廃止する。</li> <li>▪ 増税法案の可決に上院と下院の 3 分の 2 以上の票を義務づけるよう改憲する。</li> <li>▪ 税制を簡素化する。</li> </ul>
<p>社会保障制度改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現行の社会保障制度改革を支持する。所得税引上げを行わないとするブッシュ政権を支持し、且つ積立金の一部を個人の貯蓄口座に回せるよう改革し、民間セクターに運営を提唱する。</li> </ul>
<p>規制改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 連邦政府の過剰な規制を、個々の規制内容に併せてケースバイケースで見直す必要がある。例えば、企業統治を厳格化した米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）における中小企業保護や、60 年前の大恐慌時代に施行された公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）の近代化（就業時間のフレックス化など）が挙げられる。</li> </ul>
<p>自由貿易の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 二国間あるいは多国間の自由貿易協定を推進する。</li> </ul>
<p>訴訟システムの改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高額な現行の訴訟システムを改革する。例えば、弁護士費用を賠償金の一部に制限する、意味をなさない訴訟を提訴した弁護士への罰金を付与、など。</li> </ul>
<p>米国郵政公社改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中小企業が依存している米国郵政公社（U.S. Postal Services）のサービスのうち、特に民間企業が既に参入しているサービス以外の分野を効率化させる。</li> </ul>
<p>ストックオプションの経費計上規制案に反対</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が提案する、米国企業に対しストックオプションの費用計上を義務付ける新規規定に反対する。</li> </ul>
<p>エネルギー関連政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ エネルギー関連政策は民間企業に委ね、連邦政府はガイドラインとして政策の大枠を設定するにとどめるべきである。</li> </ul>
<p>移民法改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 米国労働市場の需要に対応して、米国外からの移民を受け入れる措置が必要。ブッシュ大統領が 2004 年 1 月に提案した通り、800 万人から 1,200 万人の不法移民の合法化を推進する。</li> </ul>

<b>政府歳出制限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 近年の政府の歳出増が民間セクターへの投資減や増税につながっていることから、全ての連邦省庁とそのプログラムを見直してこれら歳出を削減する。</li> </ul>
---------------	--

出所：中小企業・起業家評議会ウェブサイト<sup>163</sup>を基に作成

#### 5.4 全米女性経営者協会（NAWBO）

##### （１）概要

全米女性経営者協会（National Association of Women Business Owners：NAWBO）<sup>164</sup>は、1975年に設立された女性起業家を支援する業界団体で、世界35カ国に存在する世界女性起業家協会（World Association of Women Entrepreneurs）<sup>165</sup>の加盟組織でもある。現在の会員数は8,000名で、建設業、輸入業者、小売業、サービス業など多種多様な業種の個人経営者から数百人規模の企業における女性経営者で構成されている。全米女性経営者協会の任務として、会員の利益を創造する能力の強化と経済発展の推進、ビジネス文化における革新的かつ効果的な変化の創造、政策への影響力の保持などを掲げている。

##### （２）アジェンダ

以下は、全米女性経営者協会の掲げる第109議会に向けたアジェンダである。

**表 42 全米女性経営者協会 第109議会に向けたアジェンダ**

<b>健康保険料の軽減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 業界団体健康保険（AHPs）、医療預金口座（Health Saving Accounts：HSAs）<sup>166</sup>を推進する。</li> <li>▪ 従業員の健康保険料の一部を負担する企業に対して優遇税制措置を講じる案を推進する。</li> <li>▪ 法人税から健康保険料を控除できる仕組みを推進する。</li> </ul>
<b>連邦政府調達における不必要なバンドリングの禁止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 行政管理予算局が2002年10月に発表した、不必要な連邦政府調達バンドリングを禁止する政策イニシアチブを支持する。</li> <li>▪ 中小企業調達割合を達成しなかった省庁に対して1年間のバンドリング禁止の措置をとる。</li> <li>▪ 連邦省庁がバンドリング行為を別の言葉で定義して逃げられるようなループホール（loopholes：規制の穴）を埋める。</li> <li>▪ 連邦省庁における独自の調達戦略を策定する権限を撤廃する。</li> </ul>

<sup>163</sup> [http://www.sbecouncil.org/LatestNews\\_Action.asp?FormMode=EntreEcon](http://www.sbecouncil.org/LatestNews_Action.asp?FormMode=EntreEcon)

<sup>164</sup> 全米女性経営者協会ウェブサイト：<http://www.nawbo.org/>

<sup>165</sup> 世界女性起業家協会ウェブサイト：<http://www.fcem.org/www/en/home.asp>

<sup>166</sup> 医療預金口座（Medical Savings Accounts）を指す。

<p><b>女性中小企業への連邦政府調達割合目標値の達成</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 女性中小企業への連邦政府調達割合目標値 5%を達成する。</li> <li>▪ 中小企業の調達手続きなどを簡素化する。</li> <li>▪ 連邦政府調達における中小企業の定義を再度見直し、すべての中小企業が調達支援プログラムを受けているか確認する。</li> <li>▪ 下請業務計画の提出期限を延長し、中小企業もイラクやアフガニスタンの復興事業などの海外案件へ入札できる環境を作る。</li> </ul>
<p><b>資本への公正なアクセス</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中小企業庁の 7(a) ローン保証プログラムやマイクロローン・プログラム、中小企業投資会社などの政府運営の信用保証・金融支援プログラムの存在を女性経営者に啓蒙する。</li> <li>▪ マイクロローン・プログラムの貸付上限額を、現行の 35,000 ドルから 50,000 ドルへと引き上げる。</li> <li>▪ 女性中小企業への投資を目的とした中小企業投資会社の申請プロセスを迅速化する。</li> <li>▪ 女性中小企業への投資を推進する連邦プログラムを拡大する。</li> <li>▪ ベンチャーキャピタル業界に対し女性中小企業の成功例を啓蒙する、など。</li> </ul>
<p><b>公正な税制</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全ての中小企業への公正な税制を推進する。</li> </ul>

出所：全米女性経営者協会資料<sup>167</sup>を基に作成

<sup>167</sup> [http://www.nawbo.org/media/5\\_nawbo2005issuesguide.pdf](http://www.nawbo.org/media/5_nawbo2005issuesguide.pdf)

## 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3 5 1 (虎ノ門37森ビル)

電話：03 5470 2375 (直通)

URL [www.smrj.go.jp](http://www.smrj.go.jp)

本書の全部または一部を無断で複写・複製することはできません。  
転載等をされる場合は、上記までお問い合わせください。